



Title	ABM条約とABM-TMDディマケーション合意
Author(s)	荒井, 弥信
Citation	国際公共政策研究. 2000, 5(1), p. 291-311
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/12377">https://hdl.handle.net/11094/12377</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# ABM 条約と ABM-TMD ディマケーション合意

ABM Treaty and ABM-TMD Demarcation Agreement

荒井 弥信\*

Minobu ARAI\*

## Abstract

The Clinton administration announced the Theater Missile Defense (TMD) Plan in 1993 to counter the threat of missile proliferation. There is a possibility, however, that some of TMD systems will be incompatible with the ABM Treaty. This paper analyzes the TMD-ABM demarcation agreement reached in 1997 between the United States and Russia through contemplating the compatibility of TMD system with ABM Treaty, in which the paper will clarify the ambiguity of definition of advanced TMD system and point out the complexity over the missile defense issue. The analysis concludes that the development of TMD system will require careful proceeding without failing to comply with ABM-TMD demarcation agreement.

キーワード：ABM条約、TMD、ABM-TMD ディマケーション合意、ヘルシンキ・サミット、軍縮

Keywords: ABM Treaty, TMD, ABM-TMD demarcation agreement, Helsinki Summit, disarmament

---

\* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

## はじめに

1939年、原子爆弾の製造の可能性がアルバート・aignシュタインによって示唆され核時代が始まった。1942年12月、シカゴ大学で最初の原子炉の連鎖反応が成功し、その3年後、広島と長崎に原爆が投下される。1949年にはソ連が最初の核爆発実験に成功し、米ソ両国は核軍拡競争に突入していく。しかし、激化する核軍拡競争を懸念した両国は史上初の米ソ軍縮交渉<sup>1)</sup>（SALT交渉：Strategic Arms Limitation Talks、戦略兵器制限交渉）を1969年に開始し、3年後の1972年、軍拡に歯止めをかけ、核軍縮の促進を目的にした、「対弾道ミサイルシステムの制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主义共和国連邦との間の条約（Treaty Between The United States of America and The Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems：以下ABM条約）」に署名する<sup>2)</sup>。その後30年近く、ABM条約は戦略攻撃兵器の軍拡競争を制限し、核兵器を含む戦争の発生の危険を減少させ、戦略兵器の削減を進展させる役割を果してきた。しかし1993年クリントン政権は、ABM条約で制限されている戦略ミサイル防衛能力が潜在的にあるとされる戦域ミサイル防衛（Theater Missile Defense：以下TMD）構想を発表する<sup>3)</sup>。

本稿では、第一章で、ABM条約の内容と意義を考察し、第二章で、クリントン政権が打ち出した三層のシステムから成るTMDシステムの内容を見る。第三章では、ABM条約から見てTMDはどのように位置付けされるのかを、まずABM-TMDディマケーション合意の必要性を考え、次に合意までの交渉過程を見ながら合意内容を考察する。第四章はディマケーション合意をめぐり米ロ両国でどのような議論がなされたのかを考え、議論の内容を「ディマケーション合意とTMD開発」、「ABM条約の維持」、「高速TMDと軍縮交渉」という観点から考察する。

本稿では、以上の考察を通して、まずABM-TMDディマケーション合意交渉において、高速TMDシステムの定義付けが議論の焦点となった点を明らかにする。次に、ディマケーション合意での定義付けの不明瞭性をめぐって、どのような議論が展開されたのかを検討す

1) 黒澤 満『軍縮問題入門』東進堂、1996年、25～28頁。1968年に成立した核不拡散条約（NPT）第6条に規定された、現核兵器保有国の核軍縮交渉の約束に応ずるものとして交渉が開始された。交渉の結果、戦略攻撃兵器制限暫定協定とABM条約が締結される。暫定協定は、大陸間弾道ミサイル（Intercontinental Ballistic Missile：以下ICBM）と潜水艦発射弾道ミサイル（Submarine-Launch Ballistic Missile：以下SLBM）の現状を凍結するもので、射程5,500kmを超えるミサイルと定義されたICBMは、米国1,054、ソ連1,618に制限された。SLBMについては、現状の凍結とともに一定数のICBMをSLBMに転換することが認められ、上限は米国が710、ソ連が950となっている。

2) 'The Anti-Ballistic Missile Treaty, Treaties and Agreement', ACDA (US Arms Control and Disarmament Agency), <http://www.state.gov/www/global/arms/treaties/abmpage.html>

3) ACA (The Arms Control Association), "Chronology of US-Soviet-CIS Nuclear Relations", *Arms Control Today*, June/July 1997, <http://www.armscontrol.org/ACT/junjul/factjj.htm>

ることで、ミサイル防衛をめぐる問題の複雑性を指摘する。そして、この複雑性がTMD開発、ABM条約、軍縮交渉にどう影響すると考えられているのかを論じることで、ディマケーション合意で可能になった高速TMDシステム開発は、軍縮交渉への影響も考慮に入れながらABM条約の形骸化を回避する方向で慎重に対処しなければならない、という点を指摘したい。

## 第一章 ABM 条約の内容と意義

### 第一節 ABM 条約の内容

ABM条約は第一条第一項、第二項で、ABMシステムを、「飛行軌道にある戦略弾道ミサイル又はその構成部分を迎撃するためのシステムであり現在のところ、a：ABM用に建造され展開された迎撃ミサイル、又はABM様式で実験された型の迎撃ミサイルであるABM迎撃ミサイル、b：ABM迎撃ミサイルを発射するために建造され展開された発射基であるABM発射基、c：ABM用に建造され展開されたレーダー、又はABM様式で実験された型のレーダーであるABMレーダー」と規定している。つまり、ABMシステムとは上記で規定された迎撃ミサイル、発射基、レーダーから構成される。

条約は、このABMシステムの展開を第三条で制限している。同条は、「各締約国は、次の場合を除き、ABMシステム又はその構成要素を展開しないことを約束する。(a)150kmの半径を有しつつ締約国の首都を中心としたABMシステム展開地域内において、締約国は以下のものを展開しうる。(1)発射基地における100を超えないABM迎撃ミサイル、並びに(2)六ヶ所を越えないABM用レーダー施設内のABM用レーダー。ただし各施設の地形は円形とし、その直径は3kmを超えないものとする。(b)150kmの半径を有しつつICBMのサイロ発射基を含むABMシステム展開地域内において、締約国は以下のものを展開しうる。(1)発射基地における100を超えないABM発射基及び100を超えないABM迎撃ミサイル、(2)ICBMのサイロ発射基を含むABMシステム展開地域内において、この条約の署名の日に運用中又は建造中のABMレーダーとその能力において匹敵する2基の大型位相段列ABMレーダー、及び(3)それぞれが前項に掲げた2基の大型位相段列ABMレーダーのうち小型のもの的能力よりも低い能力をもつ18基を超えないABMレーダー」と規定している。

つまり、第三条では、限られた地域の「拠点防衛」を例外的に認め、これら以外の領域全体をカバーするABMシステムの展開と、そのような防衛のための基地（主にレーダー基地）の準備を禁止し、また第三条に規定された場合を除く個々の地域の防衛用ABMシステムの展開を禁止している。ABMシステムは条約発効時においては、首都およびICBM基地各

一ヶ所の計二ヶ所であったが、その後、1974年7月に署名された付属議定書<sup>4)</sup>は、ABMシステム配備を首都もしくはICBM基地のいずれか一ヶ所にすると変更している。

上記の規定により、ABMシステムの様式を固定式の地上基地に限定し、発射基の数を100基に、またレーダーの数を数基に限定し、そして展開地を一ヶ所（1974年以降）に限定した。上記の制限は、領土全体を防衛するABMシステムの展開を禁止するのが目的であった<sup>5)</sup>。

領土全体をカバーするABMシステム展開の禁止に加え、第五条では、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地のABMシステムの開発、実験、展開を禁止し、第六条(a)で、第五条の実効性の確保を促進するため両国は非ABMシステムのミサイル、発射基又はレーダーに、飛行軌道にある戦略弾道ミサイル又はその構成部分を迎撃する性能を与えないこと、及びそれらをABM様式において実験しないことを約束している。さらに第六条(b)で、自国の領域の周辺に沿いかつ外側に向けて配置されたものを除き、戦略弾道ミサイル攻撃の早期警戒のためのレーダーを将来展開しないことを約束している<sup>6)</sup>。

これら第五条と第六条(a)(b)は、領土全体防衛のための基地建設の禁止と、短時間で展開可能な領土全体防衛システムの開発と、すばやく条約脱退を不可能にすることが目的だった<sup>7)</sup>。

## 第二節 ABM条約の意義

1960年代終わりから始まったSALTプロセスの最初の成果としてのABM条約の意義は重要である。一般的に防衛兵器と攻撃兵器には密接な関係があり、一方の増大が他方の増大を招くという悪循環を繰り返すと考えられている<sup>8)</sup>。モスクワに配備されたガロッシュシステム（ミサイル防衛システム）に対し、当時米国は、絶大な防衛力を持っているわけではなく脆弱だったと認識していたにも拘わらず、ガロッシュが今後の技術革新によって防衛能力を増強させるという潜在性を懸念し、攻撃兵器の開発と改良を行った例で示されるように<sup>9)</sup>、防衛兵器の増強は軍備競争を招く重大な原因の一つである。防衛兵器に制限を加えたABM条約は、この悪循環を絶つことが出来ると考えられている<sup>10)</sup>。防衛システムの開発や配備を制限することで、攻撃兵器の増強や展開の動機を減少させる点にその意義がある。

またABM条約は長年にわたり戦略核軍備管理の基本的役割を果たしてきた<sup>11)</sup>。両国がA

4) ABM条約議定書、1974年7月3日モスクワにて署名され、1976年5月25日効力発生した。

5) Jack Mendelsohn, John B. Rhinelander, "Shooting Down the ABM Treaty", *Arms Control Today*, September 1994, p. 8

6) *Arms Control and Disarmament Agreements: Texts and Histories of Negotiations*, ACDA (US Arms Control and Disarmament Agency), US Government Printing Office, Washington, DC, 1982

7) Jack Mendelsohn, John B. Rhinelander, 前掲, p. 8

8) 黒澤 満『核軍縮と国際法』有信堂、1992年、38頁

9) George Lewis, Theodore Postol, "Portrait of a Bad Idea", *The Bulletin of the Atomic Scientists*, July/August 1997, p. 19

10) 黒澤 満『核軍縮と国際法』前掲、39頁

11) George N. Lewis, Theodore Postol, "Ballistic Missile Defenses and Deep Reductions", Harold A. Feiveson

BM条約に調印したのは「すでに強大な攻撃核戦力やその増強能力を持っている場合、また、防衛システムを突破する攻撃戦力が効果的でしかも安価な場合、両国は戦略弾道ミサイル攻撃に対する効果的防衛システムを獲得しようとは思わない、という結論に至った。さらに、防衛システム配備による攻撃・防衛拡大競争は、膨大な費用がかかり、また安全保障にも弊害であると確認した」<sup>12)</sup>ことによる。

A BM条約は、防衛システムを制限することで両国の戦略戦力の均衡を保ち、システムを一箇所に限定し可動式防衛システムを禁止することで、全土防衛開発配備に相当の時間が要するようにした。このことで、両国は戦略核軍縮交渉を推進できたのである。

つまり、A BM条約の意義は、軍備管理の基礎として、防衛兵器と攻撃兵器の軍備競争を抑え、米ロの戦略核軍縮交渉を促進してきたことにある。

## 第二章 戦域ミサイル防衛（TMD）

### 第一節 TMD 構想の内容

1991年の湾岸戦争後、近い将来、大量破壊兵器や戦域ミサイルを保有する国が増大するという懸念が広がった。1993年12月7日、全米科学アカデミーにおいて、レス・アスピン国防長官は、クリントン政権の新しい拡散対抗政策（Defense Counterproliferation Initiative）を発表する。

米国は懸念の対象となる弾道ミサイル開発および生産国は、イラン、イラク、北朝鮮、リビア、シリア、イエメン等、19カ国<sup>13)</sup>と考えた。ただこれらの諸国は、大陸間射程のミサイルは所有していないので、アメリカ大陸への直接の脅威とはなっていない。しかし第三諸国の持つミサイルは、欧州・極東の米国同盟国ならびに海外に駐留する米軍の脅威となりうるというのがクリントン政権の見解である。このような状況評価のもと、クリントン政権は海外の米軍及び同盟国に対して戦域防衛能力を発揮できるようTMDシステムの研究開発の促進を発表する。TMD構想は、以下の三つのシステムから構成される。

I 低層迎撃システム（Low-Altitude Systems : Lower-Tier）

II 高層迎撃システム（High Altitude Systems : Upper-Tier）

III ブースト段階迎撃システム（Boost Phase Theater Missile Defenses）<sup>14)</sup>

(Editor), *The Nuclear Turning Point : A Blueprint for Deep Cuts and De-alerting of Nuclear Weapons*, Brookings Institution Press, 1999, p. 64

12) George N. Lewis, Theodore Postol, "Ballistic Missile Defenses and Deep Reductions", 同上, p. 64

13) Fact File, "The Global Proliferation of Theater Ballistic Missiles", *Arms Control Today*, April 1994, pp. 29-30

14) John Pike, "Theater Missile Defense Programs : Status and Prospects", *Arms Control Today*, September

### 第一項 低層迎撃システム

低層迎撃システムは、①陸軍が開発している「性能向上型パトリオット・レベル3システム (PAC-3 Patriot Advanced Capability-3)<sup>15)</sup>、②海軍の海軍低層システム (Navy Lower Tier)<sup>16)</sup>、および③中型射程延長防空システム (MEADS : Medium Extended Air Defense System)<sup>17)</sup>からなり、飛来するミサイルを低い大気圏内で迎撃する。

#### ①「性能向上型パトリオット・レベル3 (PAC-3 Patriot Advanced Capability-3)」

このシステムは現存のミサイル防衛システム (PAC-2) を基盤にし、さらに改善・改良を加えたものである。展開する軍やその施設を短・中距離ミサイルの攻撃から守るためにシステムで、攻撃ミサイル飛来の最終段階で高精度の直接衝突型迎撃ミサイルで迎撃する。とともにパトリオットはミサイル防衛ではなく、航空機を対象にした防空用システムである。ところが、戦場の変化と他国による弾道ミサイルの脅威が増加したことで、湾岸戦争以来、陸軍とBMDOはパトリオットシステムの性能向上・改造に努めてきた。PAC-3はレーダー、指揮統制ステーション、ミサイル発射機、迎撃ミサイルの四構成要素からなり、TMD構想では THAAD (戦域高高度地域防衛) より内側の大気圏内半径数10kmの近距離を迎撃し、射程1,000km級の弾道ミサイル迎撃を担当する。PAC-3への改良のために、レーダーでは探知距離の増大と、目標識別能力の拡大、ミサイルではERINT (直接衝突破壊型 : PAC-2で使用されていたミサイルよりもより機動性に優れる<sup>18)</sup>) の導入、発射機ではミサイル装備数の増大が進められている。PAC-3の改良が終了すると、PAC-2に比べ2倍の高度である30～50kmの高高度で迎撃でき、防御地域は16倍、防空範囲は30倍に広がる<sup>19)</sup>。

#### ②海軍の海軍低層システム (Navy Lower Tier)

海軍兵力を強化するために海軍が弾道ミサイル防衛局と共同で開発している低層迎撃システムである。世界中に配備されている水上艦隊、艦船、輸送船が地域紛争介入で弾道ミサイルなどの攻撃を受ける可能性に対応するものである。現在のイージスレーダーとスタンダードSM-2防空ミサイルを改良し、艦船に海上発射対弾道ミサイルを配備して、港湾と沿岸地域の防衛能力を与える。艦船の展開に柔軟性があり、不測の事態が起きた直後の陸上戦力不在の場合に有効性を持つ。

#### ③中型射程延長防空システム (MEADS : Medium Extended Air Defense System)

これは米・独・伊が共同で開発生産する可動式地対空ミサイルシステムである。短距離迎

1994, pp. 11-14

15) BMDO Fact Sheet AQ-99-04, Department of Defense

16) BMDO Fact Sheet AQ-98-02, Department of Defense

17) BMDO Fact Sheet AQ-99-11, Department of Defense

18) Lisbeth Gronlund, George Lewis, Theodore Postol, David Wright, "The Weakest Line of Defense : Intercepting Ballistic Missiles", *The Last 15 Minutes; Ballistic Missile Defense in Perspective*, Coalition to Reduce Nuclear Dangers, p. 47

19) 山下正光「TMDをめぐる技術」『新防衛論集』、1994年11月、6頁

撃ミサイル、低空飛行航空機に対する迎撃能力を持ち、スティングラーのような携帯用肩打ち地対空ミサイルと、PAC-3や THAAD システムのような高度ミサイル防衛システムの中間レベルの防衛を担当する。その特徴は、戦術的、戦略的可動性にある。簡単に戦域に配備され、部隊の移動とともに配備できる。従来のシステムに比べ攻撃力は増したが、操作人員数は減少している。車両に搭載された MEADS には360度をカバーするレーダーが設置され、直接衝突破壊型ミサイルを使用する。

## 第二項 高層迎撃システム

高層迎撃システム (High Altitude Systems : Upper-Tier) は、射程距離3,500km以上のミサイルを大気圏高層または大気圏外で迎撃する。これは①陸軍の「戦域高高度地域防衛 (Theater High-Altitude Area Defense : 以下 THAAD)」と②海軍の「海軍戦域広域システム (Navy Theater Wide System : Navy Upper Tier)」からなる。

①THAAD は、通常サードと呼ばれ、核、化学、生物および高性能炸薬弾頭を迎撃するのに有効と考えられている。THAAD は、トラック搭載発射基、迎撃ミサイル、THAAD レーダーシステム (地上設置レーダー)<sup>20)</sup>、THAAD 戦闘指揮命令通信情報システム (BM/C 3 I) からなる。可動式発射基には短時間で再充填できる。地上、可動式車両、戦闘機からレーダー誘導で発射され、上空で赤外線センサーを働かせて飛来する弾道ミサイルを捕捉し、直接衝突してその運動エネルギーで弾頭を破壊する。射程3,500km級弾道ミサイルの弾頭を高度40～150kmで迎撃する。高層で迎撃するため、多重に迎撃できる時間がある。迎撃ミサイルの射程は150～200kmで、大気圏外での第一撃を担当する。

②海軍戦域広域システムは、イージスレーダーシステム装備の大型護衛艦に長射程・大気圏外迎撃用の「SM-3」ミサイルを搭載し、このミサイル（3段式）の先端に LEAP (Light Weight Exoatmospheric Projectile : 軽量型大気圏外投射体) を装備する迎撃システムである。LEAP は自己誘導弾頭の一種である。ミサイルの先端部に装備され、超小型ロケットモーター4基で方向を制御し、赤外線感知装置で目標を捉えて衝突、破壊する。つまり、目標の近くまで打ち上げられれば、後は自力で目標を捉えて衝突するのである<sup>21)</sup>。

## 第三項 ブースト段階迎撃システム

第一項、第二項の防衛システムは、弾道ミサイルを飛来の終末段階で迎撃するが、「ブー

20) THAAD はみずから地上設置レーダー (TMD-GBR) を装備している。その探知範囲は500km以上である。航空機あるいは衛星からのキューイングなしでも目標を捕捉して高高度、広域で迎撃できる。キューイングとは「戦域ミサイルの飛来などを合図する」という意味である。ただし、早期の目標状態の情報を提供する外部センサーは、このレーダーの能力をさらに増大させることになる。山下正光、高井 晋、岩田修一郎『TMD 戦域弾道ミサイル防衛』TBSブリタニカ、1994年、170頁、178頁

21) 野木恵一「戦域ミサイル防衛TMD」『軍事研究』、1997年1月、39頁

スト段階もしくは飛行の初期段階での迎撃システム」は、飛行の初期段階つまりブースト段階において迎撃するシステムである。通常・化学・生物兵器搭載のミサイルは、発射された直後に弾頭を切り離すため、初期段階での迎撃が必要とされ、現在研究中である。メガワット級のレーザーをボーイング747航空機に搭載して投射するという概念や、宇宙からのレーザー投射、また無人航空機にミサイルを搭載し迎撃するといった考えが研究されている。イージス艦の迎撃ミサイルの射程を拡大して敵との間隔をとり、またその防空能力を生かして運用する可能性や無人機などを用いて体当たりさせる方法なども考察されている<sup>22)</sup>。

### 第三章 ABM条約から見たTMDの位置付け

#### 第一節 ABM-TMDディマケーションの必要性

クリントン政権は、TMDを推進するにあたり、ABM条約との関係を明確にする必要性が出てきた。TMD計画は、短距離の弾道ミサイルを迎撃する能力を持つ既存のパトリオット・ミサイルなどの改良を進めるほか、長距離の弾道ミサイルを迎撃するためのTHAADや、海軍戦域広域システムの開発、配備の促進も含む。このTHAADや海軍戦域広域システムは、地上配備全土ミサイル防衛システムに使用されるのと同じ技術を基本に構築され、両システムとも潜在的に戦略能力を持つ迎撃ミサイルを使う。つまり潜在的に戦略弾道ミサイルを迎撃する能力を持つと考えられる<sup>23)</sup>。したがってこれらのTMDとABM条約の適合性を議論する必要がてきた。

ABM条約は前述のように、国土全体を防衛するABMシステムの展開を禁止し、第三条で規定される以外のすべての個々の地域の防衛のためのABMシステムの展開を禁止している。したがってABMシステムは、1974年議定書で変更された後、首都もしくはICBM基地のいずれかの地上一ヶ所に配備を許されるだけである。また第五条では、海上基地、空中基地、宇宙基地、移動式地上基地システムのABMシステムの開発、実験、展開をすべて禁止している。

TMDの展開を考える上で、もしTMDがABM条約で制限されるABMシステムの範疇に入らない場合は、移動式、海上、空中を問わず、またその展開量の制限も受けずに自由に配備できることになる。

しかし、ABM条約は、ABMシステムを「飛行軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその

22) George N. Lewis, Theodore Postol, "Ballistic Missile Defenses and Deep Reductions", Harold A. Feiveson (Editor), *The Nuclear Turning Point: A Blueprint for Deep Cuts and De-alerting of Nuclear Weapons*, Brookings Institution Press, 1999, p. 77

23) George N. Lewis, Theodore Postol, 同上, 1999, p. 78

構成部分を迎撃するためのシステム」と定義付けているだけで、「戦略弾道ミサイル」を明確に定義づけていない。戦域弾道ミサイルに対し、どのようなものが戦略弾道ミサイルなのかは不明である。また戦略弾道ミサイルを迎撃するABMと、その他の弾道ミサイルを迎撃するABMとの区分も明確にしている。さらに戦略弾道ミサイルを迎撃するABMの飛行速度などの能力についても具体的に提示していない。また条約第六条は、「非ABMシステムに飛行軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその構成部分を迎撃する性能を与えない。非ABMシステムをABM様式で実験しない」と規定している。ここでも迎撃能力やABM様式での実験に関しての定義はなく曖昧である<sup>24)</sup>。

高度に改善される THAAD や海軍戦域広域システムの能力は潜在的に戦略ミサイルを迎撃するほど強大であるため、ABM条約のもとではその実験や配備が行えない可能性がある。したがってクリントン政権は、戦略弾道ミサイルに対する対弾道ミサイル（ABM）と、戦域弾道ミサイルに対する対弾道ミサイル（TMD）を区別しなければならないという必要性から、ABM条約のこれらの曖昧さを解消し、条約内容の解釈をロシアと合意の上で行う作業を開始した。

1993年11月、ABM条約第十三条にもとづく「常設協議委員会（Standing Consultative Commission：以下SCC）」<sup>25)</sup>でロシアとの交渉がはじまる。

## 第二節 ABM-TMD ディマケーション合意までの交渉過程<sup>26)</sup>

1993年11月、米国はABM条約に違反しないTMDの配備のためのガイドラインを作成するためABM条約の明確化をロシアに提案した。TMDミサイルとは、大気圏再突入時の速度が秒速5km<sup>27)</sup>を超えない射程3,500kmまでの目標物（ミサイルや弾頭など）を迎撃するためのミサイルである、とする定義をロシアに示した。

この提案に対し1994年2月、ロシアは目標物の速度制限に加えて、TMDミサイルそのものにも最大秒速3kmの制限を課すことを提案してきたが<sup>28)</sup>、米国はこのロシア提案を拒否する<sup>29)</sup>。つまり、陸軍の THAAD で使用される迎撃ミサイルは秒速2.5km～2.8kmとされ

24) 小川伸一、『軍備管理・軍縮のゆくえ』芦書房、1996年、190-191頁

25) ABM条約第十三条(f)項は、「この条約の既定にもとづく改正のための提案を含め、この条約の実効性を一層増大するためのありうべき提案を必要に応じて検討すること」と定めている。

26) John Pike, "Anti-Ballistic Missile Treaty Chronology", Federation of American Scientists (FAS), <http://www.fas.org/nuke/control/abmt/chron.htm>

27) 射程10,000kmの戦略弾道ミサイルからの弾頭の大気圏再突入時速度は秒速約7kmである。

28) Dunbar Lockwood, "U.S. Continues to Press for Looser Limits on ABM Treaty", *Arms Control Today*, September 1994, p. 24

29) クリントン政権は国防総省との調整を図るために、空中基地システムの迎撃ミサイルを秒速5.5kmにするという条件なら、地上基地システム迎撃ミサイル3km制限は受け入れるという考えであったと報告されている。Spurgeon M. Keeny, Jr. 'The Theater Missile Defense Threat to US Security, *Arms Control Today*, September 1994, p. 6

ているので秒速3kmの制限では影響は受けない。その他の低層システムも低速のため、速度制限問題には関係ない。しかし、海軍戦域広域システムに関して、海軍は2つのプロジェクトを進行しており、秒速3km制限が課せられると実験も配備も不可能になる。1つは、前述のLEAPをStandard 2ミサイルに配備するもので、秒速は4.3km～4.8kmになり、他方は、THAAD迎撃ミサイルの弾頭部の他ミサイルへの適用性を利用し、海軍戦域広域システムにTHAAD迎撃ミサイルを使用するもので、秒速は4km～4.5kmになるため、実験や配備が不可能になる<sup>30)</sup>。

その後米国は、秒速3km以上のTMDシステムに影響のない新しい提案を出していく。しかし、ABM条約を軍備管理の礎石と考えており、米国の技術的優位性による高度な防衛システムにつながる変更には合意できないという立場をとっているロシアは、配備するすべてのTMDミサイルの速度を3kmに制限することを一貫して主張する<sup>31)</sup>。交渉はその後暗礁に乗り上げていたが、1996年6月、米ロは「戦略弾道ミサイル防衛（ABMシステム）と非戦略弾道ミサイル防衛（いわゆる低速TMD）を区別する初期合意」を結んだ。この合意によって、第一段階システム（秒速3km以下低速TMDシステム）であるPAC-3やTHAADの配備はABM条約に違反しないと確認された。しかし、高速TMDシステムについては合意されず、今後も交渉を継続するとだけ決定された<sup>32)</sup>。高速TMDシステムも含め両国がディマケーション合意に達するのはヘルシンキサミットを待たなければならなかつた。

### 第三節 ABM-TMDディマケーション合意

数年にわたって交渉が続けられてきたABM-TMDディマケーション問題は1997年3月20・21両日にフィンランド・ヘルシンキで行われた米ロ首脳会談で、ロシアが本質的に米国の主張を受け入れる形で合意に達し、両国により「ABM条約に関する共同声明（Joint Statement Concerning the Anti-Ballistic Missile Treaty）」<sup>33)</sup>が発表された。

共同声明の中で両大統領は、1995年5月10日のABM-TMDディマケーション合意のための原則を再確認した。つまり両国は「ABM条約は戦略的安定のための基盤であると認識し、ABM条約に違反しない限りにおいて効果的TMDシステムを開発し配備する選択肢を有し、さらに一方の戦略核戦力に現実的脅威とならず、システムに戦略的能力を与える実験

- 
- 30) Dunbar Lockwood, "U.S. Continues to Press for Looser Limits on ABM Treaty", *Arms Control Today*, September 1994, p. 24
- 31) Dunbar Lockwood, "U.S. weighs response to Russian Proposal on ATBM demarcation", *Arms Control Today*, October 1994, p. 18
- 32) Craig Cerniello, "U.S., Russia Near Agreement on Lower-Velocity TMD Systems", *Arms Control Today*, July 1996, pp. 19, 27
- 33) US State Department, "Joint Statement Concerning the Anti-Ballistic Missile Treaty", *Office of the Press Secretary, White House*, Helsinki, Finland, March 21, 1997

をしない限りは、おそらくTMDシステムを配備でき、相手に対し使用するためにTMDを配備しない」という内容を再確認したのである<sup>34)</sup>。

まず、低速TMDシステムのディマケーションに関しては、これまでの合意内容である「射程3,500km以上秒速5kmを超える目標ミサイルに対し実験されない限り、秒速3km以下のすべてのTMDシステムはABM条約に違反せず、配備することができる」ことを再確認した。

懸案であった高速TMDシステム（第二段階合意）に関しては、合意のための4項目が設けられている。最初の第1、第2項目で「目標物の秒速が5kmを超えないこと、また射程は3,500kmを超えないこと」とし、第三項目では「宇宙で展開する迎撃ミサイルの代わりになるような他の物理原理（レーザーなど）をもとにしたTMDミサイルやその構成要素（宇宙で展開する）の開発・実験・配備を禁止」している。第4項目は「毎年両国は、TMD計画、プログラムに関する詳細情報交換のために会合を開く」と規定し、ABM条約に違反しないという観点から合意のための交渉を引き続きSCCにおいて行っていくとしている<sup>35)</sup>。

その他の合意内容として、高速TMDシステムを含めたTMDシステムの合意に関するいかななる問題・懸念についてもSCCで今後も協議していくとし、TMDに関する技術協力や早期警戒情報協力の可能性も含めた米ロTMD協力も行う、としている<sup>36)</sup>。

クリントン大統領とエリツィン大統領によるヘルシンキ共同声明は、TMDの制限はシステムそのものではなく目標物と実験に課せられるべきである、という米国の立場を基本的に反映した形で合意された。高速TMDシステムの速度に関しては、はっきりとした定義を定めず、現在米国が持つ6種類のシステムに影響しないよう速度に関して拘束力のない文言を使用しただけである<sup>37)</sup>。ロシアはこれまで高速TMDシステムに関して、迎撃ミサイルの最高速度に制限を加えることを要求してきたが、この主張が共同声明に盛り込まれる事はなく、目標物を迎撃する秒速3km以上ある高速TMDシステムに関しては、今後もSCCにおいて協議が継続されることとなり、また協議において両国は拒否権を発動できないことで同意しただけである<sup>38)</sup>。

1997年9月26日、米国、ロシア、ペラルーシ、カザフスタン、ウクライナの各国は、ニューヨークにおいて、ABM条約に関する文書を含む一連の合意文書に署名し、ヘルシンキで米

34) 同上

35) US State Department, "Joint Statement Concerning the Anti-Ballistic Missile Treaty", *Office of the Press Secretary, White House*, Helsinki, Finland, March 21, 1997

36) Jack Mendelsohn, Fraig Cerniello, "The President Arms Control Agenda at the Helsinki Summit", *Arms Control Today*, March 1997, p.16

37) Bill Gertz, "White House Denies GOP Charge Missile Pact will Hurt US", *The Washington Times*, March 25, 1997, p. A6

38) US State Department, "Joint Statement Concerning the Anti-Ballistic Missile Treaty", *Office of the Press Secretary, White House*, Helsinki, Finland, March 21, 1997

ロ両大統領が達したディマケーション合意が法典化された。

一連の文書の中に、戦略弾道ミサイル以外の弾道ミサイルを迎撃するシステムに関する計画と予定状況に関する年次情報交換の共同声明 (Joint Statement On The Annual Exchange Of Information On The Status Of Plans And Programs With Respect To Systems To Counter Ballistic Missiles Other Than Strategic Ballistic Missiles) がある。この声明では「a : 1999年4月までに地上、海上、空中基地の秒速3kmを越える迎撃ミサイルの飛行実験をする計画を持つかどうか、b : 地上基地・空中基地の秒速5.5km以上の迎撃ミサイルを持つTMDシステムの開発計画と、海上基地の秒速4.5km以上の迎撃ミサイルを持つTMDシステムの開発計画を持つかどうか、c : 多弾頭を装備した弾道ミサイルに対するTMDシステムの実験計画を持つかどうか、を含む戦略弾道ミサイル以外の弾道ミサイル迎撃システムの計画及び予定状況に関する情報を毎年提供すること」という規定が盛り込まれた<sup>39)</sup>。

さらに、第二合意声明に関する共通了解 (Common Understandings Related to the Second Agreed Statement of September 26, 1997, Relating to the Treaty) の中で、「秒速3kmを超える迎撃ミサイルを持つシステムは、信頼醸成合意に基づき取り扱われる。そのようなシステムに関する詳しい情報は提供されることになる」と規定された<sup>40)</sup>。

#### 第四章 ABM-TMD ディマケーション合意をめぐる議論

ABM-TMDディマケーション合意をめぐり、米国ロシア両国内においてさまざまな議論がなされた。米国においては、ミサイル防衛推進派が、更なる開発の可能性を阻むものとして反対し、ミサイル防衛慎重派は、防衛兵器の開発が攻撃兵器の削減を遅らせると懸念を表明した。ロシア国内では、米国との協力関係を重視する現実重視派が、合意を評価しさらに軍縮を進めるべきであると主張する。一方でロシア議会は、両国の戦略戦力均衡が崩れるとして批判した。

##### 第一節 米国内の議論

クリントン大統領は、1997年3月21日の合意直後の記者会見で「ディマケーション合意は成功である。疑惑国に対抗するTMDの開発を妨げることなく、軍備管理の礎石であるABM条約の利点を保持することができた」とディマケーション合意を評価した<sup>41)</sup>。

39) Fact Sheet, 'Joint Statement on The Annual Exchange of Information on The Status of Plans And Programs With Respect to Systems to Counter Ballistic Missiles Other Than Strategic Ballistic Missiles', ACDA, September 26, 1997

40) Fact Sheet, 'Common Understandings Related to the Second Agreed Statement of September 26, 1997, Relating to the Treaty Between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems of May 26, 1972', ACDA, September 26, 1997

ディマケーション合意内容に関するクリントン政権の見解は、合意後に行われた種々の記者会見で説明されている。同3月21日の記者会見でサンディ・バーガー大統領補佐官（National Security Advisor Sandy Berger）は「この合意で米国の六種類<sup>42)</sup>の現在のTMDはすべて容認された。将来開発される可能性のある新しい技術に関して、たとえば、レーザー技術などは、今後ジュネーブのSCCで協議されることになり、両国とも協議の場での拒否権は行使しないことで合意した」<sup>43)</sup>と説明した。

またベル国防政策・軍備管理部長は、同日の会見で「高速TMDシステムに関しては、それがロシアに対抗するものではなく、米国軍を守るためにものであることを認識できるよう、ロシアと情報を共有していく点で合意した。また、クリントン大統領は、高速TMDシステムがABM条約に違反しないことを保証する必要があるが、我々は通常の国防総省の手続きをふんで、違反していないかを再検討し、議会に証明する」<sup>44)</sup>と米国の見解を説明した。つまり、秒速5km射程3,500kmを超えるターゲットに対して迎撃しない限りはTMDシステムであり、ABM条約に違反しない。しかしTMDシステム、特に高速TMDシステムとABMシステムの違いを明確にする必要があると指摘した。それが明確にできれば有効なTMDシステムを開発配備できる<sup>45)</sup>。高速システムは、ターゲットに関する制限を越えてはならないが、それ以上で違反するかどうかの決定は国家の責任においてなされる、というものである。

このような政権の評価と説明に対し、共和党ミサイル防衛推進派は即座に共同声明を出し、合意を批判した。1997年3月23日、ギングリッジ下院議長（House Speaker Newt Gingrich）、リビングストン米国下院歳出委員会議長（House Appropriations Committee Chairman Robert L. Livingston）、コックス下院共和党政策委員会議長（Chairman of the House Republican Policy Committee Christopher Cox）は、共同声明の中で「合意はもっとも有効な弾道ミサイル防衛の開発を妨げるものである。我々には、最高の技術と科学で米国軍や同盟国を防衛する義務がある。クリントン政権の決定に、我々は落胆している」<sup>46)</sup>と批判し

41) Towell Pat, "Clinton-Yeltsin Deals Set Stage For Showdowns at Home", *Congressional Quarterly Weekly Report*, Vol. 55, Iss. 13, March 29 1997 p. 749

42) 六種類のTMDとは、①陸軍のPAC-2改良型、②PAC-3、③THAAD、④海軍低層システム、⑤海軍戦域広域システム、⑥MEADSである。Jack Mendelsohn and Craig Cerniello, "The Arms Control Agenda at the Helsinki Summit", *Arms Control Today*, March 1997, p. 18

43) US State Department, Secretary of State Madeleine K. Albright and National Security Advisor Sandy Berger, and Deputy Secretary of the Treasury Larry Summers, Press Briefing at the hotel Inter-Continental Helsinki, Finland, *Office of the Press Secretary, White House, Press Briefing*, March 21, 1997

44) 同上

45) Wendy Lubetkin European Correspondent, "SCC Delegations Agree on ABM Demarcation, Succession Issues", *U.S. Information Agency (USA)*, August 21, 1997

46) 同上

47) Speaker's Press Office of United States House of Representatives, 'Joint Statement on Anti-Ballistic Missile Agreement', March 23, 1997

た。

ブッシュ政権下で防衛宇宙交渉の交渉責任者であったスミス氏 (David J. Smith, Chief Negotiator for Defense and Space during the Bush Administration) は「ヘルシンキ合意は、TMDに新たな制限を加えた。ABM-TMDのディマケーション問題は解決しておらず、さらに不明瞭な義務を課した」と批判している<sup>48)</sup>。スミス氏は合意内容に関して「第一の問題点は、秒速5km射程3,500km以上のターゲットに対してたとえ実験しなくとも、秒速3kmから4.5km（海域）及び5.5km（地上、航空）の間の迎撃ミサイルをもつTMDシステムは、条約に違反しないかどうかの再検討を要する点である。しかも合意以前と何ら変わらない不明瞭な基準を適用しなければならない。第二に、違反しないかどうかの決定は国家の責任でなされると記されているが、すべてがロシアとの協議に諮られるという義務を負わされている。秒速3kmから4.5km及び5.5kmの範囲には、すでに海軍戦域広域システムが該当するため、ロシアと話し合いをしなければならない。さらに合意文書の中では、海軍戦域広域システムだけが他の低速TMDシステムと異なる記載方法になっている。つまり、宇宙基地キューイングとの関連付けを注意深く避けているのである。したがって、宇宙キューイングを持つ海軍戦域広域システムは、違反するかどうかの検討対象となり、ロシアとの協議が必要である。このように今後開発される技術は常に条約違反かどうか検討されなければならないのである」<sup>49)</sup>と、検討結果を説明した。

以上のように、弾道ミサイル推進派は、ディマケーション合意を更なるTMDの開発を妨げる合意であると考え、ロシアの同意が必要であると決定されたことに不満を表明した。

一方、ミサイル防衛慎重派もディマケーション合意を批判しているが、その論点は推進派と異なっている。

慎重派は、ABM条約が、防衛兵器と攻撃兵器の増強悪循環を防止し米ロ戦略兵力の均衡を保ち、その兵力均衡を保つことで戦略兵力削減という軍縮を推進してきたと主張する。つまり、米国が高度な防衛システムを配備すれば、米国の第二撃攻撃力が勝り、ロシアのミサイル戦力が劣勢になると考えられるので、ロシアが戦略削減に消極的になり、軍縮が妨げられると考えるのである<sup>50)</sup>。ABM条約は、ABMシステムの展開を一箇所に限定したが、その目的は、もし一方が防衛力増強を行った場合、攻撃兵力再編成のための時間をもう一方に与えることにあった<sup>51)</sup>。つまり、戦略的優位性を取ろうとする時間と、それに対応する時間

48) David J. Smith, 'Missile Defense After Helsinki', *Comparative Strategy*, Vol. 16, No. 4 October-December 1997, pp. 369-376

49) David J. Smith, 'Missile Defense After Helsinki', *Comparative Strategy*, Vol. 16, No. 4 October-December 1997, pp. 374-375

50) Council for a Livable World Education Fund, 'Breaking the Disarmament Deadlock: Nuclear Weapons, Arms Control, and Russian-American Relations', <http://www.clw.org/ef/deadlock/ambsts.html>

51) George Lewis, Theodore Postol, 'Portrait of a Bad Idea', *The Bulletin of the Atomic Scientists*, July/August 1997, pp. 19-20

(リードタイム : lead-times) の長さを大きくしたのである。現在行われている核弾頭の解体や兵器級核物質の撤収などと同じく、リードタイムを長く取ることで、戦略兵力削減の推進をはかってきた<sup>52)</sup>。

慎重派は、ディマケーション合意によってABM条約の有効性が損なわれると主張する。「合意は、ターゲットに制限を課し宇宙基地TMDシステムを禁止した。しかし、米国もロシアも高速TMDシステム配備が可能になり、ロシアの場合核弾頭搭載迎撃ミサイルを配備する可能性がある。このような高速TMDシステムは、潜在的に戦略弾道ミサイル迎撃能力を持つので領土全体防衛システムの基礎になりえる。したがって、ABM条約を脆弱化し、戦略兵力削減過程を複雑にする」<sup>53)</sup>と、合意を批判し、高速TMDシステムに関しての合意内容の不明瞭性が問題を生むと指摘した。「高速システムに関する問題は今後の協議で扱われると記されているにもかかわらず、米国はすでに、自国の高速システムが違反しているか否かについては自国の責任において決定される、と宣言した。つまり、クリントン政権の解釈が合意文言と一致しないのである。曖昧な合意内容が拡大解釈を引き起こす」<sup>54)</sup>と批判する。

他方、ディマケーション合意擁護派は「もし制限内容がより厳しいものであったら、上院のさらに激しい反対に合う。今回の合意内容でさえもバランスを取るのが難しい。つまり、米国はABM条約に違反しないとロシアの理解を取り付けることと、ABM条約を破棄しようとする上院の主張を和らげるというバランスを取らなければならず、大変困難である。米ロが核軍縮を進展させながらABM条約を維持できれば今回の合意はその目的を達成することになるであろう」<sup>55)</sup>と分析している。

以上のように、今後のミサイル防衛問題に大きな影響を及ぼすディマケーション合意をめぐる米国内の論争は複雑である。議会多数派を占める共和党のミサイル防衛推進論が今後も活発に展開されると予想される。推進派は、さらに高度な防衛システム配備のために高速TMDシステム開発、配備が必須であり、そのためにはABM条約からの脱退さえも主張している。クリントン政権は軍縮交渉推進のためにはABM条約の維持が絶対条件であるとしているが、慎重派は、高速TMDシステムに関する定義の曖昧さから高度TMDシステムが開発の方向で進むであろうと予想し、ABM条約維持、高速システム開発、軍縮交渉を円滑に進める難しさを指摘する。

52) 同上

53) Jack Mendelsohn, Craig Cerniello, 'The Arms Control Agenda At The Helsinki Summit', *Arms Control Today*, March 1997, p. 18

54) Lisbeth Cronlund, 'ABM : Just Kicking the Can', *The Bulletin of the Atomic Scientists*, January/February 1998, pp. 15-16

55) Council for a Livable World Education Fund, 'Breaking the Disarmament Deadlock : Nuclear Weapons, Arms Control, and Russian-American Relations', 前掲

## 第二節 ロシア国内の議論

ロシア国内においても、ディマケーション合意をめぐり議論がなされた。

ディマケーション合意時のロシア政府のTMD開発必要性に対する見解は、米国政府と同じものである。SCCロシア交渉団代表のヴィクトル・コルツノフ (Head of the Russian Delegation to the SCC Victor Koltunov) は「ミサイル及びミサイル技術の拡散が安全保障の脅威となっているため、その対抗措置としてロシアもTMDシステムが必要である」<sup>56)</sup>と述べている。しかし一方で「ABM条約違反は必ず防止しなければならない。そうでなければ戦略戦力の削減は意味をもたない」<sup>57)</sup>とロシアのABM条約に対する見解を表明した。

ロシアはTMDシステムの必要性を認めているものの、そのミサイル防衛に対する考え方の中心には、米国との戦略兵力を同等に維持しなければならないとする意識がある<sup>58)</sup>。ロシアは、その戦略兵力が低下している一方で、米国が戦略的優位性を確保しようすることに脅威を感じ、政策立案者は、ABM条約の維持が根本的に重要であると考えている<sup>59)</sup>。

両国がディマケーション合意を達成できた背景には、ロシア議会の早期批准を目指したSTART IIの事実上改定とSTART III指針設定がある<sup>60)</sup>。サンディ・バーガー大統領補佐官 (National Security Advisor Sandy Berger) は「エリツィン大統領は、START II批准の圧力を議会にかける努力を早急に行うことを確認した。ABM-TMDディマケーション合意とSTART III指針設定で合意できたことにより、大統領は議会を説得しやすくなる」<sup>61)</sup>と背景を説明している。合意直後の記者会見で、クリントン大統領は「ロシアにとって経済的に実現可能な方法で、また同時に米国国民の安全保障を損なうことなしにSTART IIを実行するため、START IIIの削減の完全実施を2007年に設定した。加えてSTART IIの核運搬手段の廃棄期限も2007年に延期した。またSTART IIでの核弾頭不活性化に時間の余裕を持たすために、その時期を2003年初頭から2003年末に延期した」<sup>62)</sup>とSTARTに関する合意内容を説明した。

しかし、ロシア議会 (Duma)<sup>63)</sup>は、ヘルシンキサミットでの合意はロシア側が譲歩しす

56) Victor Koltunov, 'Victor Koltunov on the ABM and TMD Issues', *Yaderny Kontrakt Digest*, No. 7, Spring 1998, <http://www.pircenter.org/yke/messates/47.html>

57) Victor Koltunov, 同上

58) Andrei Shoumikhin, 'Current Russian Perspectives on Arms Control and Ballistic Missile Defense', *Comparative Strategy*, Vol. 18, No. 1, January-March 1999, pp. 49-57

59) Andrei Shoumikhin, 同上

60) 朝日新聞「NATO拡大、本格始動、米ロ首脳が協力文書作成、核弾頭削減も合意」、1997年3月22日、夕刊

61) Sandy Berger, 'Press Briefing By Secretary of State Madeleine Albright, National Security Advisor Sandy Berger, and Deputy Secretary of the Treasury Larry Summers' *The White House Office of the Press Secretary*, March 21, 1997

62) President Clinton, 'Press conference of President Clinton and President Yeltsin', *The White House Office of the Press Secretary*, March 21, 1997

63) ロシア議会は、一貫してSTART II批准に反対している。特に1995年の議会選挙で共産党が過半数を占め批准を

ぎたと批判している。ロシア議会国際問題委員会議長のウラジミール・ルーキン (Chairman of the Duma's International Affairs Committee Vladimir Lukin) は、「米ロは ABM 条約を重要であると認識したとしているが、ABM と TMD の明確な定義はなく、サミット合意はロシアにとって受け入れがたい。ディマケーションの明確化がなければ START II や START III<sup>64)</sup>を進めることはできない。将来の ABM システムに関する明確性が欠如しており受け入れられない」<sup>65)</sup>と主張した。

一般的にロシアの政治家や官僚は「米国の大気圏外迎撃システムは非常に高度であるため、短・中距離ミサイルだけではなくロシアの ICBM さえも迎撃する潜在性を持つ。そのため米ロの戦略均衡が崩れ、領土全体防衛を禁止している ABM 条約が形骸化される」と考えている<sup>66)</sup>。このような見解の背景には、米国の弾道ミサイル防衛計画に対するロシアの懷疑的な見方がある。ロシアは、防衛システム開発の米国の意図は、ミサイル拡散による脅威に対抗するためではなく、ロシアの戦略戦力を弱体化することにあると考える傾向がある<sup>67)</sup>。またロシアは、ミサイル拡散の脅威を性急なものと認識しておらず、たとえ第三世界の脅威が出現しても、現存の弾道ミサイル防衛と戦略核戦力で対抗できると考えている。また新規の軍事支出の財源にも不足している。さらに米国が『ならず者国』としている国々は、ロシアの戦略、貿易友好国でもある<sup>68)</sup>。つまり、TMD 開発に意欲はあるが、ABM 条約違反に繋がる高度な高速 TMD は米国の戦略優位性を高め、ロシアに不利であると見ているのである。

特に保守派は、ABM 条約の形骸化に反対で「不公平な軍縮はロシアの戦略戦力を不利な立場に置く。たとえば START II で義務付けられている MIRVs を持つ ICBMs の廃棄などは、米ロ両国の戦略戦力均衡を崩し、ロシアに受け入れがたい財政負担を強いることになり、軍備構築の自由を奪う。相当の報復能力を持つことで米国のミサイル防衛開発を相殺できる」<sup>69)</sup>という考え方から、ディマケーション合意を批判した。

遅らせてきた。主な理由は、①START II の削減計画が性急すぎ、残留弾頭数が高すぎる②米国のNMD や高度 TMD 計画により基本的戦略関係が脅かされる③NATO の東方拡大である。

Jack Mendelsohn, 'The Current and Future US-Russian Nuclear Arms Control Agenda', *Disarmament Diplomacy*, No. 19 October 1997

Rodney Jones, 'Panel I: Status After Helsinki - Are We at a Crossroad?', *Nuclear Non-Proliferation Project, Carnegie Endowment for International Peace*, June 11 1997, <http://www.ceip.org/programs/npp/np97star.htm#rogov>

- 64) US State Department, "Joint Statement on Parameters on Future Reduction in Nuclear Forces", *Office of the Press Secretary, White House*, Helsinki, Finland, March 21, 1997 両大統領は、START III 条約交渉は、START II 条約が発効すればすぐに開始され、2007年12月31日までに両国は、戦略核弾頭を2,000～2,500のレベルまで削減することで合意した。
- 65) Graig Cerniello, "Duma Criticizes Helsinki Outcome; Postpones Start Discussions", *Arms Control Today*, April 1997, p. 34
- 66) Keith Payne, Andrei Kourunov, 'The Character of the Problem', *Comparative Strategy*, Vol. 16, No. 2, April-June 1997, p. 129
- 67) Keith Payne, Andrei Kourunov, 同上, p. 130
- 68) 'Cold Peace or Cooperation? The Potential for US Russian Accommodation on Missile Defense and the ABM Treaty', *Comparative Strategy*, Vol. 16, No. 2, April-June 1997, p. 124
- 69) Andrei Shoumikhin, 'Current Russian Perspectives on Arms Control and Ballistic Missile Defense', 前掲、

これら保守派とは異なる見解を持つ現実派は、更なる米国との協力体制を模索し、米国との軍縮を進めるべきであると主張する。現実主義派は、これまでの超大国の地位を追及しつづけるのではなく、現実に見合った政策を取るべきであると考える。たとえば「ロシアは、ソ連崩壊に伴い旧ソ連配置の早期警戒施設を失ったため、早期警戒データの共有で米国との軍事協力の可能性に興味を示しており、このような分野で両国が協力できれば、膨大な時間を費やし難航したディマケーション合意で示されるように、ABM条約の個々の文言で調整を図るという困難な作業より大幅に簡潔である。また、冷戦終結で米国がロシアへの核攻撃の可能性はほとんど考えられない。したがって米国との軍縮交渉を推進すべきである」<sup>70)</sup>と米国との協調政策を強調する。

以上のように、米ロ両国が協力体制をとて、TMD開発を行いさらに戦略兵器の削減も推進すべきであるとする主張者は、TMDを問題とはみていない。しかし一方で「ディマケーションの曖昧性からさらにTMDが高度に拡大していき領土防衛システムに発展すれば、ロシアのICBMのMIRV化を推進させ、START IIの主目的が果たせなくなってしまう」<sup>71)</sup>という警戒感もある。

つまり、TMDも含め米国との軍事協力を進めていくことに好意的であるが、彼らも領土防衛に繋がる高速TMDの開発によるABM条約の脆弱化には反対している。

### 第三節 ディマケーション合意をめぐる議論の考察

上記のように合意に関して各々の立場から議論がなされたわけであるが、議論の内容を「ディマケーション合意とTMD開発」、「ABM条約の維持」、「高速TMDと軍縮交渉」という観点から考察する。

まず「ディマケーション合意とTMD開発」に関しては、クリントン政権とエリツィン政権の見解は一致している。両政権ともミサイル拡散の脅威を認識しており、TMDは今後開発をしていかなければならないと考えている。開発の過程において両国は、TMD開発、特に高速TMD開発については情報を提供し協議していくことで合意した。両政権は、1997年9月26日に署名した一連の合意文書の中の「信頼醸成合意」<sup>72)</sup>で規定されている「戦略弾道ミサイル以外の各締約国の弾道ミサイル迎撃システムに関して、締約国は信頼醸成措置を実行する」<sup>73)</sup>という合意に基づき、米ロ間のミサイル防衛問題を解決しながら今後のTMD開

p. 52

70) Andrei Shoumikhin, 前掲, p. 52

71) Alexei Arbatov, 'Panel II: Status After Helsinki-Are We at a Crossroad?' Nuclear Non-Proliferation Project, Carnegie Endowment for International peace, June 11, 1997, <http://ceip.org/programs/npp/np97star.htm#ro.gov>

72) Fact Sheet, Agreement on Confidence-Building Measures Related to Systems to Counter Ballistic Missiles Other Than Strategic Ballistic Missiles, ACDA, September 26, 1997

73) 同上、信頼醸成措置の対象となるシステムは、米国のTHAADと海軍戦域広域システム、ロシアのS-300V (SA

発が行われるべきであると考え、両国の信頼醸成を通して、高速TMDの開発が可能であるという立場をとっている。米国との軍事的協調政策推進を推すロシアの現実主義派の主張も、TMDがロシアの戦略戦力に影響を与えることはないので、米国との戦略均衡を悪化させることはないし、米国とは早期警戒データなどの分野で軍事的協力を推進させ、合意内容に沿って協調体制を構築していくべきである、と合意に基づくTMD開発の必要性を認識している。

一方、米国議会を中心とする米ミサイル防衛推進派は、高速TMDを含むミサイル防衛システム開発の重要性を強調し、秒速3km以上の高速TMDシステムに関する合意内容の不明瞭性により高度防衛システムの開発が妨げられると、ディマケーション合意がTMD開発を阻害すると批判している。

前述のスミス氏が指摘するように、高速TMDシステムや、今後開発されるシステムは、常にロシアとの協議に諮られABM条約に違反しないことを確認しロシアの同意を取り付けなければならない。ロシアとの協議が難航するような場合は、海軍戦域広域システム計画が遅延する可能性がある。したがって、ディマケーション合意が高速TMD開発を阻害する、と両政権およびロシア現実主義派とは異なる見解を表明している。

次に「ABM条約の維持」に関してであるが、両政権は、ABM条約を軍備管理の礎石として維持しなければならないことで合意した。ロシア現実主義派も、ABM条約の形骸化は、戦略削減の遅滞に繋がる可能性があるため、条約維持は必要であると指摘する。また、米国ミサイル防衛慎重派も条約維持を主張している。ただし慎重派は、ディマケーション合意は、目標ミサイルに制限を課し宇宙基地のTMDシステムを禁止したが、戦略弾道ミサイル迎撃の潜在能力を持つ高度な高速TMDシステムの配備は可能で、それが領土全体の防衛網につながる可能性があり、ABM条約が脆弱になる、との懸念から条約維持を訴えている。さらにロシア議会も、条約の形骸化による米国のみの高度TMD配備は米国の戦略優位性を高め、両国の戦略均衡が崩壊し、ロシアが不利になるという理由から、条約維持は必須であると考えている。

一方、米国議会は、ABM条約維持には否定的である。ミサイル拡散の脅威が高まる中、疑惑国から米国市民、海外駐留米国軍、同盟諸国をミサイル防衛網で防衛しなければならない状況にあるにも拘わらず、より有効な高速TMDを開発するために當時ロシアの同意を取り付けなければならない。したがって、ABM条約からの脱退も検討するべきであると主張する<sup>74)</sup>。

-12)、ベラルーシのS-300V (SA-12)、ウクライナのS-300V (SA-12)、将来に締約国が合意するシステムである。各締約国は、迎撃ミサイルが発射される実験場などを事前通告しなければならない。

74) Keith Payne, Andrei Kourunov, 'The Character of the Problem', *Comparative Strategy*, Vol. 16, No. 2, April-June 1997, p. 130

以上のように「ABM条約維持」に関しては、米議会と、その他の米ロ両政権、ロシア議会、ロシア現実主義派、米ミサイル防衛慎重派の見解は大きく隔たっている。今後の高速TMDシステム開発は、この「ABM条約維持」に関する見解の隔たりをどのように解決していくかが大きな焦点になると予想される。

三点目は「高速TMD開発と軍縮交渉」である。この問題に関して、米ミサイル防衛慎重派は、高速TMDシステム開発については今後の協議で扱われるとしているが、クリントン政権は、それがABM条約に違反しているかどうかは国家の責任において決定されるという解釈を提示したことを指摘し、合意内容の不明瞭性から今後も議会からの圧力などで解釈に影響が出る可能性がある、と懸念を表明している。合意内容の不明瞭性により、内容が拡大解釈され高度な高速TMDが配備されれば、ABM条約の形骸化に繋がり、高速TMDシステムの開発が軍縮交渉に影響を及ぼすというのが慎重派の主張である。

また、TMD開発には賛成のロシア現実主義派も、ABM条約違反があるような場合は、軍縮交渉が妨げられると考えている。さらにロシア議会は、米国との戦略戦力均衡維持を念頭に、高速TMDによる不均衡が顕在化すれば軍縮交渉の進展はないと断言する。

以上三点の考察から、ディマケーション合意内容そのものと、合意後のTMD開発、ABM条約維持、軍縮交渉に関する見解が多様で複雑であることがわかる。高速TMDをめぐる両国国内における政権と議会のこのような見解の相違が、今後のミサイル防衛問題をさらに複雑にするであろう。

共和党主導の米国議会は、さらに高度なミサイル防衛システムを開発するためには、ABM条約の改定もしくは脱退が必要であると主張しており、もし米国がABM条約を脱退し、領土全体防衛システムを配備することになれば、ロシア議会は、START II順守義務を放棄したり、費用対効果の優れているMIRV化ICBMの維持や、防衛システムに勝る攻撃兵器の増強を選択する可能性も考えられる。

したがって今後の高速TMDシステム開発とABM条約問題は、軍縮交渉への影響も考慮しながら米ロの複雑な国内状況を視野に入れ、ABM条約の形骸化を回避する方向で、慎重に対処していかなければならない。

1997年9月26日の信頼醸成合意文書に基づいて今後のTMD開発が行われ、さらに、米ロ両議会を含む米ロ政権間で順調に問題が解決されれば、ディマケーション合意の目的は達成され成功であるといえるであろう。

おわりに

冷戦期における米ソ軍拡競争は、米ソ自身がその激化を懸念するほどの規模で拡大した。

両国は攻撃ミサイルの量的増強や質的強化に加え、ミサイル防衛網の開発による戦略的優位性を追求する。しかし、米ソ間で成立したABM条約は、冷戦期の対峙が生む米ソ軍拡競争の構造に始めての制限を課すことになる。30年余りの間軍備管理の基礎として、防衛兵器と攻撃兵器の軍拡競争を抑え、米ソの戦略核軍縮交渉を促進してきたABM条約に、条約成立後初めての改定がディマケーション合意によって加えられた。改定により、米ソ両国は軍事面の協力を図りながら、TMDシステムを開発していくことになったわけである。

冷戦が終結して8年後に成立したディマケーション合意は、軍事面における米ロの更なる協調路線の可能性を示唆した。よって合意内容が実行に移されれば、両国の軍事面での協力体制の構築とそれによる軍備管理の安定が期待できる。しかし、合意内容の曖昧性が原因で、透明性の欠如した性急な防衛兵器の開発が行われれば、冷戦期に展開されたような軍拡競争に繋がる事態を引き起こす可能性がある。米国議会によるミサイル防衛開発推進の圧力が今後高まり、ABM条約廃棄という事態にもしなれば、米ロ二国関係のみならず、米中関係、及びロシア欧州関係にも緊張の気運が高まることになるであろう。ディマケーション合意が内包する曖昧性を今後どのように取り扱っていくかで、軍縮交渉をはじめとする米ロ軍備管理関係が左右されることになる。

したがって、ディマケーション合意の一連の文書が指摘するように、ABM条約を軍備管理の礎石として維持し、曖昧性を克服し透明性を高めて信頼醸成措置を確實に実行しながら、両国が協調路線で軍備管理問題に取り組み、軍縮を推進することによって、防衛という名のもとでの軍拡競争の再燃は回避されるであろう。